

共同設置団体の既存の条例・規則等の改廃について

1 公平委員会規則に関する対応

共同設置にあたっては、以下のとおり公平委員会規則を定める予定ですが、共同設置後に初めて行う委員会において、代表団体の新しい公平委員会規則の制定に合わせ、構成団体の公平委員会規則は全て廃止していただく予定のため、現時点での構成団体における対応は不要です。

＜群馬県市町村公平委員会において定める規則（一覧）＞

- 群馬県市町村公平委員会の組織及び運営に関する規則
- 群馬県市町村公平委員会公印規則
- 群馬県市町村公平委員会傍聴規則
- 群馬県市町村公平委員会公平審理の手続き等に関する規則
- 群馬県市町村公平委員会聴聞規則
- 群馬県市町村公平委員会が保有する公文書の公開に関する規則
- 群馬県市町村公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則
- 職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則
- 職員の不利益処分についての審査請求に関する規則
- 職員の苦情の処理に関する規則
- 職員の退職管理に関する公平委員会規則
- 職員の管理職員等の範囲を定める規則
- 職員団体の登録に関する規則
- 職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則
- 公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則

2 関係条例に関する対応

各団体の公平委員会に係る条例（公平委員会設置条例等）については、今回の共同設置規約の議決のタイミングに合わせて、以下のとおり廃止（改正）していただきたいと考えています。（なお、共同設置規約により運営等に必要な事項は「代表団体により定める」とされるため、必ず廃止（改正）をしなければならないわけではありません。）

（1）廃止していただきたい条例

- ・公平委員会の設置条例
- ・委員のサービスの宣誓に関する条例

（2）一部改正していただきたい条例

- ・委員の報酬及び費用弁償に関する条例

→ 共同設置に伴い各構成団体の公平委員会は消滅するため、現在の公平委員に係る部分について削除。

（3）既に共同設置を行っている団体のみ確認（必要に応じて改正）していただきたい条例

- ・人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・職員団体の登録に関する条例

→ 上記条例において、公平委員会の名称が共同設置による名称（例「〇〇市町村等公平委員会」等）などとなっている場合には、当該公平委員会の名称を「公平委員会」（あるいは「〇〇市町村公平委員会」）と改正。